

令和 7 年度上半期特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 4 日
6 福祉高施第 2 1 1 8 号

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、令和 7 年度上半期特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（以下「支援金」という。）について、事業者に対し、支援金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業実施要綱（令和 4 年 1 0 月 1 8 日付 4 福保高計第 3 4 4 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、物価高騰等に直面する高齢者施設等に対し、支援金を予算の範囲内において交付し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 3 条 この支援金の交付の対象となる事業は、実施要綱第 3 条第 2 号に定める事業とする。

(支給対象)

第 4 条 支援金の支給対象施設は、東京都内において支援金交付申請期日までに開設している次の施設（地方公共団体が設置したものを除く。）とする。

- 一 介護老人福祉施設（定員 29 名以下は除く。）
- 二 介護老人保健施設
- 三 介護医療院
- 四 養護老人ホーム
- 五 軽費老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム及び都市型軽費老人ホームは除く。）

(支援金の支給額)

第 5 条 支援金の支給額は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで（以下「対象期間」という。）の各月 1 日における別表第 2 欄に定める対象者の人数に、食費及び光熱費に係る別表第 3 欄に定める基準単価を乗じて得た額とする。

ただし、施設の開設後 3 か月を経過した日の属する月までは、「各月 1 日における別表第 2 欄に定める対象者の人数」を「各日における別表第 2 欄に定める対象者の合計数を当該月の実日数で除した人数（小数点以下切り上げ）」に、読み替えるものとする。

(暴力団の排除)

第 6 条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(交付申請)

第7条 この支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に關係書類を添えて別に指定する期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、交付申請書及び關係書類の審査等を行い、適当と認めたときは、第9条に掲げる事項を条件に支援金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 支援金の交付決定には、支援金の交付の目的を達成するために、別記の交付条件を付するものとする。

(実績報告)

第10条 支援金交付事業者は、交付事業が完了したとき、支援金の交付決定に係る都の会計年度が終了したとき、又は交付事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別記第2号様式）を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金交付事業の成果が第8条の交付決定の内容及び第9条の交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金交付事業者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第12条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

(事業完了後の調査等)

第13条 支援金交付事業者は、支援金交付事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力する必要がある。

(他の補助金等との重複の禁止)

第14条 この要綱に基づく支援金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業からの補助金等の交付を受けてはならない。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 対象施設	2 対象者	3 基準単価	4 補助率
介護老人福祉施設	対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者	対象者一人あたり 月額 3,907 円	10 分の 10
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム	対象施設の入所者		
軽費老人ホーム			

(注) 月の途中で休止又は廃止した施設にあっては、休止又は廃止した月の基準単価については、開設日数(休止又は廃止する日を含む。)を当該月の実日数で除した単価を適用するものとする。

別記 交付条件

この支援金の交付の条件は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この支援金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、支援金交付事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、支援金交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、支援金交付事業者はあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）又は（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

支援金交付事業者は、支援金交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援金交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 支援金交付事業の遂行命令

- （１）第 10 条の規定による実績報告書の審査及び、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、支援金交付事業が支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、支援金交付事業者に対し、これらに従って支援金交付事業を遂行すべきことを命じることができる。
- （２）支援金交付事業者が（１）の命令に違反したときは、知事は、支援金交付事業者に対し、支援金交付事業の一時停止を命じることができる。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第 13 条の規定による調査等の結果、支援金交付事業の成果が支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、支援金交付事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを支援金交付事業者に命じることができる。
- （２）第 10 条の実績報告等の提出は、（１）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 決定の取消し

- （１）知事は、支援金交付事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- イ 支援金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1) の規定は、第 11 条の規定により交付すべき支援金の額を確定した後においても適用する。

7 支援金の返還

- (1) 知事は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、支援金交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 第 11 条の規定により交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときもまた同様とする。

8 違約加算金及び延滞金

- (1) 支援金交付事業者は、6 の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 支援金交付事業者は、支援金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 他の補助金等の一時停止等

支援金交付事業者が、支援金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

10 支援金調書の作成

支援金交付事業者は、この支援金と支援金交付事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保存しておかなければならない。

11 帳簿の整理

支援金交付事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（支援金交付事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

12 寄附金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

13 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この支援金の全部又は一部を都に納付させることができる。